

# Dataline

## A look at current financial reporting issues

No. 2011-37  
December 15, 2011

### SECおよびPCAOBの動向に関する 2011年AICPA全国会議のハイライト

#### 目次:

概要 .....	1
規制に関する動向の アップデートと財務報告 に関連する問題 .....	3
国際報告のアップデート..14 FASBとIASBによる アップデート.....	15
監査に関連する問題 .....	20
質問 .....	22

#### 概要

#### 要点

- 今年の会議の主なテーマは、投資家は財務報告の世界における「顧客」であり、経営者や監査委員会は投資家に対して有意義で透明性の高い情報を提供する責任があるというものでした。監査プロフェッショナルは、彼らの責任は、財務諸表の確実性と信頼性を強化するために高品質の監査を実施することであることを再確認しました。
- その他のテーマは、グローバル化およびビジネス言語としての会計の役割についてでした。それらのテーマにのっとり、議論の多くが米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) の共同基準設定プロジェクトの完了に向けた取り組みに集中しました。SECスタッフは、IFRSワーク・プランに関する最終報告書をまとめた上で、IFRSを米国の財務報告制度に組込むべきか、いつ、どのように組込むべきかについてSECに提言を行うためには、追加の時間が必要であると示唆しました。
- SECの企業財務部のスタッフは、IFRSの実務に関する評価についての見識を示しました。スタッフは、また、全体的な経済環境が流動性およびMD&Aにおける開示に与える影響、年金制度の割引率、ならびにセグメント報告を含む多くの財務報告の問題を提起しました。スタッフはさらに、ドッド・フランク法に関するSEC規則制定のアップデート、および企業財務部の財務報告マニュアルのアップデートを提供しました。
- SECの主任会計士室のスタッフは、監査の品質を改善させるためにPCAOBによって特定されている監査上の不備の根本的原因を理解することの重要性について説明しました。また、SECスタッフは、最近開始された財務報告シリーズのラウンドテーブル・セッションを含むSECの関係者へのアウトリーチ活動の取り組みを説明しました。彼らは、有価証券を評価する際の価格決定機関の利用を含む、多くの財務報告の問題も提起しました。
- FASBおよびIASBのメンバー、ならびに両審議会のスタッフは、特定の優先度の高いコンバージェンス・プロジェクト (特に収益認識、金融商品、およびリース) の進捗状況を含む、コンバージェンスの取り組みに関するアップデートを行いました。

- PCAOBの委員長とPCAOBスタッフのメンバーは、監査基準、検査、執行活動、さらには、PCAOBにおけるブローカー・ディーラー企業に対する新しい監督責任の導入に関するアップデートを行いました。

## 主な内容

.1 SECおよびPCAOBの最近の動向に関する2011年AICPA全国会議(以下、「当会議」)が2011年12月5日、6日、7日に開催されました。昨年と同様に、この全国会議は監査人、財務諸表利用者、財務諸表作成者、および、会計・監査・財務報告に関する幅広い問題の見解を表明した専門家と共に、規制当局や基準設定団体の代表者を集めました。

.2 今年の会議の主要テーマは、財務報告の受益者としての投資家ならびに財務報告プロセスにおける経営者、監査委員会、および監査人の役割についてでした。このテーマは、監査の品質改善に関連して、また目的適合性や透明性のある開示を提供する経営者および監査委員会の責任を議論する中で、多くの講演者によって言及されました。特にMD&Aや財務報告のリスク要因のセクションにおける「定型的」な開示など、過剰な開示となる可能性があることに気を配る一方で、今日の経済環境に存在する多くのビジネス上のリスクに対処するために包括的な開示を提供する必要性について多くの議論が行われました。

### PwCの見解:

監査品質センター(CAQ)のCindy Fornelliエグゼクティブ・ディレクターが、監査人の役割、および、財務諸表や財務報告に係る内部統制の枠を超えて財務報告を改善するために、監査人の役割をどのように発展させることができるかについて話をしました。CAQは最近、この問題について利害関係者と多くのラウンドテーブル会議を完了させており、この会議における検出事項を、先頃公表された『発展する監査人の役割に関する見解(*Observations on the Evolving Role of the Auditor*)』にまとめています。

.3 その他のテーマとしては、規制当局および会計基準設定主体が、たとえ最終基準を公表する日を遅らせることになったとしても、改善された、包括的で、持続可能な高品質のグローバル会計基準を実現すべきことを引き続き強調したことがあります。ここで表明されたのは、基準の品質を便宜上の理由の犠牲にしてはならないということでした。

.4 またSECスタッフは、国際財務報告基準(IFRS)のワーク・プランの完了に向けた進捗のアップデートを提供しました。最近、SECスタッフは、「米国会計基準とIFRSの比較」および「IFRSの実務に関する分析」という2つの中間進捗報告書を公表しました。SECスタッフは、IFRSワーク・プランの完了に向けて、すべての取り組みの概要をまとめた最終報告書の草案作成中であり、2012年度中にその報告書を公表する予定です。

.5 会議全体を通じて、PCAOBおよびSEC主任会計士室の代表者は、監査の品質を継続的に注視していく必要性について議論しました。PCAOBのJames Doty委員長は、監査人の報告モデルおよび監査人の独立性に関する2つのコンセプトリリース、ならびに、PCAOBがパブリック・コメントのために公表した監査の透明性に関する提案について議論しました。これらの公表は、監査人のパフォーマンス、監査に参加する監査事務所についての投資家の理解、および監査結果をいかに改善するかについての議論を活性化させることを意図したものだとしてDoty委員長は強調しました。Doty委員長は、公正価値測定監査、および提携監査事務所が行った業務の監督とコミュニケーションを含む、監査人のパフォーマンスで改善の余地のある多くの分野についても議論しました。さらに、Doty委員長は、最近、オランダ規制当局と協定の合意に達したことに言及しながら、PCAOBと他国の規制当局との協調の重要性についても触れました。

## 規制に関する動向のアップデートと財務報告に関連する問題

### 主任会計士室

.6 SEC主任会計士室(OCA)の代表によって提供されたアップデートは、財務報告および監査プロフェッショナルの品質に焦点を当てたものでした。

.7 SECの主任会計士Jim Kroeker氏は、スピーチの冒頭で、SECの財務報告シリーズの取り組みの概要について説明しました。この取り組みは、財務報告におけるリスクと改善すべき領域を早期に識別するために一連のラウンドテーブルの議論を通して、さまざまな立場にある関係者(投資家、財務諸表作成者、および監査人等)から意見をを得ることを目的としたものです。PCAOBとFASBの代表者もこのラウンドテーブルに出席し、全体的なアプローチを用いて論点を評価できるようにしています。Kroeker氏は、SECは、ラウンドテーブルの議論より発生する項目につき、次のステップやアクションをPCAOBやFASBと協力し検討していくと述べました。

.8 Kroeker氏の財務報告シリーズの取り組みに関する発言を補足して、SEC副主任会計士のMike Starr氏がシリーズ第1回目(2011年11月開催)のラウンドテーブルの結果について述べました。このラウンドテーブルは、財務報告に含めるべき測定の不確実性(たとえば、判断やモデルに基づいた測定)および投資家がそれらの不確実性を理解し評価する上で重要だと考える情報に重点を置いたものでした。Starr氏は、SECスタッフはラウンドテーブルで示された意見を現在分析中であるが、持ち帰った意見の中には、1)財務報告の役割が財務分析(すなわち、将来の事象の結果を予測すること)になってはならない、2)透明性、客観性、および比較可能性のある財務報告を投資家に提供するために、財務報告パッケージ全体を改善する必要がある、3)投資家を導く「羅針盤」となるような明確な測定および開示の枠組みをつくらなければならない等が含まれていたと述べました。

.9 Kroeker氏は、共同基準設定プロジェクトの進捗状況について説明し、IFRSを米国の財務報告制度に組み込むべきか、いつどのように組み込むべきかを検討する上で、これらのプロジェクトの進展はSECにとって重要であると指摘しました。収益認識およびリースの両プロジェクトの公開草案を再公開するとFASBとIASBが決定したことを賞賛しつつ、同氏は、成否は、完成の時期によって評価すべきではなく成果の品質によって評価すべきだと指摘しました。同氏は、金融商品の会計処理に関するプロジェクトの成果は他の共同プロジェクトほど成果のあるものではなく、金融商品についての基準のコンバージェンスの見通しは不透明であると示唆しました。

.10 Kroeker氏は、SECスタッフはIFRSワーク・プランに基づく最終の包括的な報告書の完成に専念する姿勢を崩していないと述べました。同氏は、報告書の完成の正確な日程、またはIFRSを組み込むかどうかの最終決定については明言しませんでした。しかし、同氏は、SECスタッフが委員会の検討のためのアプローチを作成中であり、IFRSを組み込むための強固で永続的な枠組みを開発するためには十分な時間をかけるべきで、枠組みは次のようなものであるべきだと述べました。

- 国際的に整合している高品質の会計基準に米国の非常に強い支持を示す
- 米国の資本市場で適用される基準に対する明確な米国の権限を与える
- 国際的な会計基準の設定のプロセスに強力な米国の声を提供し促進する
- 経済およびその他の関連する変化に的確に対応する
- 米国の財務報告の基礎としての「US GAAP」の概念を維持し、それにより、US GAAPを参照する既存の契約文書または法律に対する変更を最小限にするべきかどうかを検討する。

#### PwCの見解:

米国の財務報告制度へのIFRSの組込みに関して、会議の参加者から多数の異なる意見が表明されました。カナダのある監査法人からのパネリストは、最近カナダがIFRSに移行した際に直面した問題点について見解を述べました。これらの見解は、教育研修、人材管理、および過去に使用していたフレームワークに比べて規定の少ないフレームワークを適用することの難しさに関するものでした。これらの問題点は、米国の関係者が提起する懸念と類似しています。

複数の参加者が、米国の登録企業はIFRSを早期適用する選択肢を与えられるべきか否かについて意見を表明しました。IFRS適用の便益を確信する声がある一方で、米国の登録企業が2つの異なる会計基準に準拠して報告することが可能になった場合の比較可能性の欠如を懸念する声もあり、これは明らかに意見の分かれる問題でした。

.11 SECのIFRSワーク・プラン完成に向けて、いくつかの未決項目について、SECの副主任会計士であるPaul Beswick氏により準備された所見が発表されました<sup>1</sup>。この未決項目には共同基準設定プロジェクトの満足のいく完成、およびIASBのガバナンスについての継続的な評価が含まれていました。同氏はさらに、SECの2011年5月のスタッフ・ペーパー「考えられる組込み方法の探究 (Exploring a Possible Method of Incorporation of IFRS)」に対するフィードバックについて説明しました。同氏は、幅広い関係者の視点から豊かな内容の議論があり、最終的には以下の3つのテーマが浮上したと説明しました。

- 単一の質の高い国際的な会計基準に対する強力な支持
- FASBが米国投資家の利益のために活動する最適な立場にいることを考慮し、FASBが、新しく公表されるIFRSの基準ごとに「承認者(エンドローサー)」として活動することに対する支持
- 米国財務報告制度に国際財務報告基準(IFRS)が組込まれる前に、共同基準設定プロジェクトをこれ以上進展させるべきかどうかについての懸念

#### PwCの見解:

PwCは、米国によるIFRSのアドプションについて全面適用の可能性を探るSECスタッフの徹底した情報収集を支持しています。さらに、PwCは、委員会メンバーが進む方向を決めるのであり、彼らの間で慎重な審議が行われるものと確信しています。新規および既存の国際基準の内容に基づいて、より時間をかけて国際基準を組み込んでいこうとするSECスタッフの考える潜在的なアプローチは正しい出発点だと言えるでしょう。PwCは、FASBが継続的に担う役割を確固なものとし、米国資本市場に参加する企業が適用する会計基準へのSECの監督権限を維持することを提案するアプローチ案に賛同します。さらなる整合性、歩み寄り、および時間をかけた移行計画が、国際基準に向けた動きに対する米国企業の支持を高めることになるでしょう。

<sup>1</sup> Paul Beswick氏は当会議に出席できませんでしたが、事前に用意されていた同氏の所見がSECのウェブサイトより入手できます。

.12 Beswick氏は、IFRS財団モニタリング・ボードと評議委員会<sup>2</sup>が別々にはあるが相互に補完的なIASBのガバナンス・レビューを公表するつもりだと述べました。彼らのレビューには、IASBの独立性を強化するための提言が含まれる見込みです。レビューは最終段階にあり、今月、報告書が公表される予定です。Beswick氏は、これらのレビューの結果がIFRSワーク・プランの該当部分に関するSECの考え方に影響を与えるだろうと述べました。

.13 監査品質に関して、Kroeker氏はPCAOBによる取り組みを称賛しました。彼は、監査品質は過去10年間で大幅に改善していることを認めてはいるものの、さらなる改善の余地があると指摘しました。同氏が監査品質の長期的な改善にとって有用であると特定した3つの領域は、以下の通りです。

- **スキルセット**—研修や専門家の利用を通じて、監査人が、現在従事している監査上の任務に適切な能力を保持していることを確保する
- **監督**—エンゲージメント・チームのシニア・メンバーによる監査業務の適切な監督、職業的専門家としての規範を遵守することを怠った個人を罰する職業専門家としての姿勢、グローバルな監査を管理する主たる監査事務所による提携・補助監査事務所の適切な監督
- **基準**—監査実施基準の改善およびアップデート

.14 監査品質に関するKroeker氏の発言は、SEC副主任会計士であるBrian Croteau氏の次の発言によって補強されました。彼は、監査上の不備が検出され、不備の主要因が特定され、そのような不備を防止するための監査方針が策定され、そして過去の監査方針および基準の効用(またはその欠如)の評価が実施されることを、継続的な「監査業務のフィードバック・ループ」と描写しています。同氏は、金融市場における監査人の役割のあり方を改善することに賛成しています。しかしながら、同氏は、監査人(財務諸表の作成者ではなく、監査人として)の役割は維持されるべきだとも警告しました。

.15 Beswick氏は、公正価値の適用が増えており、2008年の金融危機によってバリュエーション専門職に脚光が当たったと指摘しながら、米国におけるバリュエーションにかかる職業的専門家の現在の状況を特に取り上げました。同氏は、バリュエーションの専門家としての資格が異なると、専門家としての知識に違いのある可能性があるとして指摘しました。同氏は、単一の専門職業資格、行動規範、継続的な教育課程、包括的な検査プログラム、懲戒体制、およびその他の標準化された実務が、この分野における公共の利益を確保する上で役に立つだろうと提案しました。

#### PwCの見解:

PwCは、バリュエーションの職業的専門家のための自己規制の枠組みを開発すべきであるという意見を長年にわたって支持してきました。この枠組みは具体的には、1) 単一の専門職業上の基準を開発する手段、2) 実務において一定水準の首尾一貫性を達成するための技術上の困難な問題の解決プロセス、3) 研修および基準の認定、ならびに、4) 品質レビューおよび実施プロセスを提供します。PwCは、バリュエーションの職業的専門家のさらなる標準化と監視の強化は有益であるとするSECスタッフの提言を支持しています。

<sup>2</sup> モニタリング・ボードは、証券監督者国際機構(IOSCO)、日本金融庁(JFSA)、およびSECの代表者で構成される委員会です。当委員会は、IASBの独立性を維持しながら、単一の質の高い国際的な会計基準としてのIFRSの継続的な開発に協力しその活動を促進するため、そして、国際会計基準委員会財団(IASCF)の公益監督機能を監視しその機能を強化するために設立されました。IFRS財団評議会はIASBの業務を促進しますが、会計基準に関連する技術的な問題には関与していません。

.16 SEC主任会計士室(OCA)の専門会計研究員であるJason Plourde氏は、特定の投資証券の公正価値の測定に発行体が価格決定機関を利用する場合の経営者の責任についてコメントしました。Plourde氏は、公正価値の見積りに基づいて測定された有価証券は、経営者に最終責任があることを強調しました。その責任を果たすために、経営者は、提示された価格の算定に使われた重要なインプットと仮定を含めた、使用されたモデルを理解しなければなりません。これは、価格決定機関で使用されたモデルおよびインプットにかかる統制を開発しテストを実施することを経営者に要求することになります。SECは、そのコメント・レターで、価格決定機関の情報の利用に関してSEC登録企業に質問する可能性があります。

.17 Plourde氏は、経営者に対して、主に、1)Level 2またはLevel 3への投資などの適切な分類を含めた会計基準の遵守、2)重要な虚偽記載の防止または発見のための内部統制の維持、3)関連する統制の識別、文書化、およびテストを含む、財務報告にかかる内部統制の評価の3つの領域における現在の経営者の責任を指摘しました。さらに、Plourde氏は、監査人がこの領域において重要な役割を担っており、またPCAOBもこのトピックに重点的に取り組んでいると述べました。

#### PwCの見解:

公正価値測定および関連する開示の分野についてSECスタッフが議論した問題は、年金制度が保有する投資を含めた金融商品を保有するすべての登録企業にあてはまる問題です。公正価値測定はこれまでもSECとPCAOBが重点的に扱ってきた分野ですが、両当局が特に価格決定機関の利用にますます着目していくことは明らかでしょう。

### 企業財務部

.18 SEC企業財務部(Corp Fin)のMeredith Crossディレクターは、企業財務部副主任会計士であるCraig Olinger氏およびNili Shah氏と共に、昨年度の企業財務部による規則の制定およびその他の活動について説明しました。これには、実務で適用されているIFRSを分析した、先頃公表された報告書に要約されているIFRSワーク・プランにおける進捗が含まれていました。スタッフはさらに、このレポートにおける主な見解を取り上げました。たとえば、この全体的な分析は、さまざまな地域でのIFRS適用の多様性を示しており、財務諸表の開示には透明性および明瞭性が必要であることを特定しました。この報告書に関する追加情報は、Dataline2011-36「*SEC Staff continue progress on FRS work plan—Comparison between IFRS and US GAAP frameworks and analysis of IFRS in practice*(SECスタッフはIFRSワーク・プランを進行中—IFRSとUS GAAPのフレームワークの比較、およびIFRSの実務に関する分析)」に含まれています。

.19 Cross氏は、企業財務部がファイリングのレビュー・プロセスを再検討しており、今後は特定のレビューの種類(すなわち、全面的なレビューか限定的レビューか)は開示しないと説明しました。かわりにスタッフは、個別のレビューでスタッフが必要だと考えるものに重点を絞っています。2012年1月より、スタッフは、レビュー完了後20日以内(従来は45日以内)にコメント・レターを公開します。

.20 Cross氏は、企業財務部が公表する「CF Disclosure Guidance Topics」という名称の新形式のガイダンスを紹介しました。最初のガイダンスは逆さ合併に関して発行され、逆さ合併の報告に利用されるファイリングについて頻繁に公表されるスタッフのコメントに関するガイダンスを提供しています。2番目のガイダンスは、サイバー・セキュリティ・リスクに関するものであり、サイバー・セキュリティに関する開示が適切であるファイリングの領域を説明するものです。さらにCross氏は、米国金融制度改革・消費者保護法(ドッド・フランク法)施行のためのSECの規則の制定に関するアップデートを提供しました。同氏は、紛争鉱石に関する開示規定について最近開かれたラウンドテーブルを紹介し、SECスタッフは最終規則の開発にあたり、できる限り多くのインプットを集めていると述べました。Cross氏は、最終規則が遅延しており、完成に向けて取り組み中であることを認識しています。

.21 企業財務部スタッフは、開示が過重に負担となる問題についても議論しました。スタッフは特に、重要性のない事項は開示を要求されないこと、また、受領したコメント・レターの結果追加された開示については、今後関連性がなくなれば開示する必要はないことを具体的に言及しました。

**PwCの見解:**

規制上の届出は、会社から投資家に対するコミュニケーションのための文書と見るべきであり、単なるコンプライアンス文書として見なすべきではありません。投資家による情報に基づく決定を可能とする透明性と関連性のある開示の必要性が会議全体を通して指摘されました。

**現在の経済環境における検討事項**

.22 企業財務部スタッフが現在の経済環境に影響を受ける可能性のある領域について説明しました。

**流動性および資本源泉**

.23 スタッフは、流動性の開示に関するSECの従前のガイダンスを特に取り上げ、これらの開示は経済環境やSEC登録企業の状況の変化に伴い、時間の経過とともに変化することが見込まれると述べました。Cross氏は、特に、SEC登録企業の財務諸表が流動性の状況または借入金額について明確な全体像を示していない場合、SEC登録企業の流動性の状況および借入動向を理解するのに必要な情報をMD&Aの中で投資家に提供しなければならないと指摘しました。これらの見解は、流動性および資本源泉の開示に関するSECのガイダンスと首尾一貫しています。

**PwCの見解:**

2010年9月、SECは、SEC登録企業の短期借入に関する開示の強化を提案しました。この提案は、SECに提出される財務報告のMD&Aセクションの中で量的および定性的情報を含んだ短期借入についての包括的な説明を提供することをSEC登録企業に要求するものです。SECは、提案されている開示規定にかかるコンプライアンス費用について重要なフィードバックを受け取りました。このフィードバックに対応するために、SECは、どのような開示であれば投資家にSEC登録企業の借入実務を理解させるという目標を達成しながらも、提供するのに過度の負担とならないかを決定する作業を進めています。

.24 企業の所得税の会計処理のための永久的再投資の要件と流動性の間の相互関係も議論されました。スタッフは、海外所得の永久的再投資の要件に基づいて会計処理を行っているSEC登録企業に対し、それらの子会社が現在保有している現金および短期投資の金額を開示することを期待すると述べました。この開示は、現金および短期投資を国内の業務または債務返済の資金に使用するためには、本国送金時にかなりの金額の税金が発生する可能性があることを強調することが目的です。

**PwCの見解:**

企業財務部スタッフは、海外所得の永久的再投資の要件に基づいて会計処理を行っているSEC登録企業は、この海外所得を本国送金する場合に税金費用を計上し、また、支払わなければならないことをMD&Aに開示することを検討しなければならないと示唆しました。一部の財務諸表作成者は、本国に送金する場合に計上される繰延税金負債および税金の支払額を開示しています。

## 法人所得税

.25 SECスタッフは引き続き、評価性引当金の評価を精査しています。スタッフは最近、一部の登録企業が、昨今の経済状況は例外的なものであるという主張のもと、繰延税資産が実現する可能性がどちらかといえば高いか否かを判定する際に、直近の過去の数値を重要視していないことを認識しています。SECスタッフは、近年の累積損失は、覆すことが困難である客観的でネガティブな証拠の重要な要素であることをSEC登録企業に再確認しました。

.26 スタッフは、昨年の当会議で述べられた海外法人所得税に関するメッセージを再度繰り返しました。スタッフは、具体的には、極端に低い税率の管轄地域で重要な金額の利益が発生した場合、SEC登録企業に透明性のある開示を行うことを要求しました。これには管轄地域別の予想される将来の利益の変更または管轄地域の予想される税率の変更を取り上げる開示が含まれます。

## のれんの減損テスト

.27 現在の経済状況はのれんの減損テストを行う場合にも、影響を及ぼす可能性があります。企業財務部スタッフは、定性的テストを適用する選択肢を与えている新基準が財務諸表に重要な影響を及ぼすとは予想しておらず、また、SEC登録企業の開示が重要な影響を示唆するとは予想していないと述べました。

### PwCの見解:

のれんの減損テストを行う際に定性的評価を使用する予定の企業は、この評価に対する統制の有効性を開発し、テストしなければなりません。

.28 スタッフはさらに、のれんの減損リスクのある報告単位に適した具体的な開示を含む重要な会計上の見積りの開示について、SEC登録企業に再確認しました。これらの開示は、報告単位の公正価値が帳簿価額を上回っている割合、報告単位に配分されたのれんの金額、使用される手法と主要な仮定の説明およびそれらの仮定の決定方法、主要な仮定に伴う不確実性の程度の説明、主要な仮定にマイナスの影響を及ぼすと合理的に予想され得る潜在的な事象または状況の変化の説明を含みます。

### PwCの見解:

報告単位がのれんの減損テストのステップ1の要件を満たさない「リスクがあるか否か」についての評価は、専門的な判断を要する問題です。SECスタッフは、報告単位の公正価値が、「帳簿価額を実質的に上回って」いない場合、報告単位は「リスクがある」可能性があるとして述べています。報告単位の公正価値が帳簿価額を「実質的に」上回っているかどうかを評価する場合、企業は、公正価値を決定する際に用いる手法および仮定に伴う不確実性のレベルを考慮する必要があるかもしれません。

## 年金およびその他の退職後給付制度

.29 スタッフは、年金およびその他の退職後給付(OPEB)の積立要件が流動性および資本源泉に与える影響を考慮するようSEC登録企業に再確認しました。歴史的な低金利および近年の制度資産の収益率の低下によって、貸借対照表上の年金およびOPEB債務の正味未積立額が増加しています。将来の法定最低積立債務の予定期日および金額を開示しなければならず、さらに、過去の拠出金が将来の拠出金の指標にならない場合、将来において拠出金がどのように変更される見通しかを説明する開示を行わなければなりません。



.30 経済環境の結果、「負債対応投資戦略」を採用することによって投資債券の満期を制度債務の満期に合致させようとする企業が増えています。スタッフは、企業の制度資産投資戦略、投資戦略の変更、およびそれらの変更が制度資産の期待長期収益率と制度への将来の予想拠出額にどのような影響を与えるかについてより透明性を提供するために、MD&Aにおいて要求されている財務諸表の開示を拡大させるべきであると指摘しました。スタッフは、投資戦略が変更されたにもかかわらず収益率の仮定が変更されていないことに気付いた場合、コメントする可能性があるとして述べました。

.31 スタッフはさらに、米国と米国外の制度を区別して開示する規定を含む、年金およびOPEB制度に関連して頻繁にコメントされる領域について強調しました。スタッフは、国外の年金制度が重要で大幅に異なる仮定を使用している場合、US GAAPは当該制度を開示の中で区別することを求めていることをSEC登録企業に再確認しました。

.32 ここ一年の間に、一部の企業は、多くの企業が使用する「コドロー」・アプローチに比べ制度資産および債務の測定から生じる利得および損失の認識が早くなる会計方針へと変更をしています。スタッフは、このような変更は「より好ましいこと(Preferable)」でなければならず、SEC登録企業の監査人からのプリファラビリティ・レターが必要とされることを含めて、当該変更について登録企業にいくつかの注意喚起をしました。さらに、この変更は、「遡及適用」すなわち、新しい方法があたかも常に適用されていたかのように過年度の残高に対する調整を行うことを要求しています。このような状況で検討すべき問題についての詳しい解説は、Dataline 2011-03 「*Pension and OPEB accounting—Exploring changes in accounting policies*(年金/その他の退職後給付(OPEB)会計 - 会計方針の変更についての考察)」をご参照ください。

#### PwCの見解:

利得および損失の即時認識は年次の制度測定に関連して1年に1度しか反映されないため、結果的に損益計算書のボラティリティが高まる可能性があります。この調整は損益計算書において区分することができず、スタッフは、四半期のMD&Aにおいて早期警告の開示が必要とされる可能性があるとして述べました。

### 頻繁にコメントされる領域

#### 偶発損失

.33 企業財務部スタッフは、引き続き偶発損失に重点的に取り組んでいると述べ、スタッフが開示についてコメントする場合は各SEC登録企業特有の事実および状況を理解するよう努めていることを強調しました。スタッフは、損失計上のタイミングおよび合理的に可能性のある損失の開示を含む、いくつかのコメントの主な領域について言及しました。

.34 スタッフは、合理的に可能性のある損失の範囲の見積りの開示、または金額を見積ることのできない旨の開示の既存の要件について再度述べました。金額を見積ることができない場合、スタッフは、SEC登録企業がその結論に達するまでにどのような手続きをとったのかの説明を求めます。スタッフは、SEC登録企業が合理的に可能性のある損失の金額を重要ではないと考えている場合、その事実を具体的に記載しなければならないと指摘しました。この説明は、非重要項目の開示は要求されていないために、重要ではないが合理的に可能性のある損失の潜在的な影響を理解していない可能性のある投資家に、透明性のある明確な開示を提供することになります。スタッフは、SEC登録企業が見積り可能な偶発損失の開示を集約することについては反対していません。

.35 事前に開示すること無しに、ある会計期間に「突然驚かせるような」偶発損失の計上または支払いがある場合には、スタッフは、偶発事象を時系列で理解するためにより多くの情報を求める可能性があります。

最後に、スタッフは、訴訟費用が重要である場合、その会計方針の開示をSEC登録企業に求める場合があると述べました。

### セグメント開示

.36 スタッフは、AICPA会議で頻繁に取り上げられるトピックであるセグメントの開示に関する重要なメッセージを再度強調しました。投資家のフィードバックでは企業の事業を理解する上での事業の分解の重要性が強調されていたことから、スタッフは、事業セグメントの集約に特に焦点を当てていると述べました。たとえば、スタッフは、集約されるセグメントは「類似した経済的特徴を有する」という要件に対して頻繁にコメントを出しています。この要件を考慮するにあたり、スタッフは、経済的類似性を評価するために用いられる財務数値が目的に最も適合している数値でない場合、および過去の業績がSEC登録企業の長期的な動向の見通しと大幅に異なっている場合に事業セグメントを集約することを問題として取り上げています。

#### PwCの見解:

企業がこの領域における開示を評価する際、経済および事業が発展したことにより、もはや集約することが適切ではない程に経済的類似性が分散していないかを検討する必要があります。

.37 スタッフは、SEC登録企業のセグメント開示を理解しようとする場合、多様な情報を定期的にレビューし要請します。これらの情報には、SEC登録企業の組織構造、誰が最高業務意思決定者(CODM)か、その理由、CODMおよび取締役会が定期的にレビューする情報、決算報告会のために作成され、議論に使用された情報などを含みます。通常、CODMが個別の財務情報を入手できる場合、定期的にCODMが当該情報を使用していないと企業が主張することは非常に難しいとスタッフは考えます。

#### PwCの見解:

スタッフは、セグメント開示で提供されている情報と首尾一貫しているかどうかを確認するために、企業のアナリスト向けプレゼンテーションを聞き、企業のホームページなどその他の公開情報をレビューします。不一致があればスタッフはコメントを出します。PwCの経験上、SEC登録企業のセグメント報告に関するそのようなコメントは、のれんの減損テストに用いる登録企業の報告単位に関する疑問につながる可能性があります。

### 非GAAP測定値

.38 昨年の当会議において、SECスタッフは、投資家への財務業績の首尾一貫した説明を企業に促すことを意図した非GAAP測定値に関する新しいガイダンスについて議論しました。アップデートされたガイダンスは、企業の非GAAP測定値の開示を阻止すると一部で考えられていた特定の制約事項を削除しています。企業財務部は、誤解を招く恐れがあるため認められていない非GAAP測定値の提出が再発していると警告しました。スタッフは、完全な非GAAP損益計算書および事業運営に不可欠であると考えられる費用(通常の現金営業費用など)を除外した非GAAP測定値など、スタッフが異議を唱える非GAAP表示の例を示しました。

#### PwCの見解:

SECスタッフは、特定の非GAAP測定値および表示(非GAAP測定値をGAAP測定値よりも目立つように表示することを含む)に異議を唱えています。これには、表示の順序や強調の程度の両方が含まれます。たとえば、スタッフは、対応するGAAP測定値の説明の長さを著しく超える非GAAP財務測定値の説明にも異議を唱える可能性があります。

さらに、スタッフは非GAAP測定値が標準的な測定値であることを示唆する専門用語の使用にも異議を唱えています。たとえば、EBITDAの標準的な定義の修正を含む測定値は、EBITDAと表示すべきではありません。

最後に、企業にGAAP純損失が生じているが非GAAP純利益の開示を予定している場合には、1株当たり利益への影響が予想されます。非GAAP希薄化後1株当たり利益には、(たとえそれらがGAAP希薄化後1株当たり損失の算定において逆希薄化になる場合でも)未行使の希薄化性のある潜在的普通株式の影響を含めなければなりません。

### 財務報告マニュアル

.39 企業財務部スタッフは、財務報告マニュアル(FRM)に対する最新のアップデートの概要を示しました。スタッフは、「過半数を所有する子会社」による取得または譲渡に関するファイリング規定が、連結変動持分事業体による取得または譲渡にも適用されることを明確にするためにFRMがアップデートされたことと述べました。この規定は、たとえその事業体が、Regulation S-Xにおける「過半数を所有する子会社」の定義を満たしていない場合であっても例外ではありません。

.40 スタッフは、先頃の、保証人による報告規定に対する明確化についても取り上げました。一般規定として、保証された登録済み有価証券(たとえば、債券または優先株)の発行体および、その全ての保証人は、登録企業が要求される財務諸表(たとえば、Form 10-KやForm 10-Q)をSECに提出しなければなりません。SEC規則<sup>3</sup>は、特定条件が満たされた場合に、この要件に対するいくつかの救済措置を提供しています。いくつかある救済措置の条件の中に、保証は「全額かつ無条件」であることがあります。スタッフは、高利回りの債券発行に普及している一般免除規定(FRM2510.5に定義される)を含んだ保証を提供する子会社は引き続きRule 3-10に従い、完全なForm 10-KおよびForm 10-Qの代わりに要約連結財務諸表を提出することができると述べました。しかし、この結論は、親会社の保証にまで、またはFRMに提供されている一般免除規定を超えて拡大解釈することはできません。

.41 スタッフは、SEC登録企業は免除される可能性のある保証の内容および状況を開示しなければならないと指摘しました。このような保証は、全額かつ無条件であると特徴づけることはできません。

### その他のリマインダー

.42 スタッフが対処した別の領域は、誤謬の訂正と分類の変更の違いについてでした。分類の変更は、US GAAPに従ったある許容される表示からGAAPに従った別の許容される表示への変更です。過去の表示がUS GAAPのもとで許容されない場合、その変更は誤謬の訂正です。スタッフは、登録届出書(IPO登録届出書を含む)に修正再表示の開示を含めることについても議論しました。スタッフは、財務諸表に含まれている修正再表示の開示は、財務諸表がその後の年度に置き換わるまで削除してはならないことを明確にしました。

.43 スタッフは、国際的なネットワークの中での監査人の交代に関するガイダンスを特に採り上げました。スタッフは、登録企業がグローバル・ネットワークの中で監査人を交代させる場合、新しい監査人はPCAOBに個別に登録している異なる法人であるため、「監査人の交代 Form 8-K」を提出することが求められると指摘しました。

<sup>3</sup> Regulation S-X の Rule3-10

.44 スタッフは、その他の包括利益に関する新しいガイダンスとSECのガイダンスがどのように影響し合っているかに関する最近の問題を議論しました。特に、スタッフは、その他の包括利益に関するガイダンスの適用が、Form S-3登録届出書における開示に及ぼす影響を取り上げました。一般的な規定として、重要な財務諸表の遡及的修正再表示を必要とする会計原則の変更または誤謬の訂正があった場合、修正再表示された財務諸表は、Form S-3に含めるか組み入れることが求められます。

.45 スタッフは、Form S-3に参照により組込まれている発行済みの財務諸表を遡及的に修正する必要はないと登録企業が結論付け、監査人がそれに合意した場合、次にあげる項目についての透明性のある開示をそれとわかるように登録届出書の中に記載している限りにおいて、その結論に反対しないだろうと述べました。1) 当期純利益、2) その他の包括利益の構成要素、3) その他の包括利益合計、および4) 提出が要求されている期間の包括利益合計。これらの開示は、要約財務情報と同様の表示方法で表示することができます。

### **在外営業活動体**

.46 企業財務部のスタッフは、重要な在外営業活動体を有する米国上場企業に関連する可能性のある特定の会計上の問題を特に取り上げました。スタッフは引き続き、重要な在外営業活動体を有する米国上場企業の財務諸表を作成または作成の監督をしている従業員または社外コンサルタントの学歴および専門職歴について質問しています。スタッフは、US GAAPに準拠した財務諸表を作成するための十分な知識および能力があるか否か、および、財務諸表を作成している個人の資格が財務報告にかかる企業の内部統制が有効であるという結論を裏付けることができるか否かを理解しようとしています。長期的な目標は、重要な在外営業活動体を有する企業が財務諸表を作成するために適切な専門知識を有していることを保証することにより、財務報告の全体的な品質を向上させることです。

.47 スタッフは、中国で一般的に用いられている変動持分事業体(VIE)の仕組み(ストラクチャー)に関連する開示について説明しました。同様の検討事項はその他のVIEにも当てはまると考えられます。スタッフは、投資家がVIEとの契約関係に関連したリスクおよび不確実性ならびに連結が適切であると登録企業がどのように結論付けたかを理解するために役立つような十分な開示について説明しました。これらの開示には、契約の重要な条件、その実施に伴う不確実性、その国の規制、および所有者(経済的支配を有する者と持分の過半保有者)間の利害の対立の可能性が含まれます。また、関連する開示には、VIEが連結事業体の重要な事業活動を表している場合、VIE以外の事業活動に関する情報も含まれます。

.48 過去1年間の為替レートの高いボラティリティを考慮して、スタッフは、為替レートの変動が企業の経営および財務業績(受注残高または同一店舗の売上高など主要な営業指標を含む)に与える影響を投資家が評価できるような開示情報を提供するようにSEC登録企業に注意喚起しました。為替レートの変動の影響は毎期首尾一貫した表示を行わなければならない、プラスの影響はマイナスの影響の開示と同様の扱いで開示されなければなりません。市場リスクの開示に関して、スタッフは次の4つの主要な要素を求めています。(1) 通貨リスクの性質、(2) 経営者による通貨リスクの管理方法、(3) 通貨エクスポージャーの変化および当該エクスポージャーの管理方法、(4) 将来の報告期間における通貨価格の周知の動向。

#### PwCの見解:

企業は、財務諸表のさまざまな勘定科目に与える為替レートの差異の影響を分離するために、MD&Aの中に恒常通貨ベースの財務情報を提供することがあります。SECは、このような表示を非GAAP測定値とみなしており、直接比較できるUS GAAPに基づく測定値に調整することを要求しています。SECは、企業が恒常通貨で過去と現在の数値を表示し、恒常通貨の金額を算定するプロセスおよび表示の根拠を説明することによって調整の要件に準拠することが可能であると指摘しています。詳細な情報については、SECスタッフによる「Compliance & Disclosure Interpretations on Non-GAAP measures Question 104.06 (非GAAP測定値のコンプライアンスおよび開示解釈文書 質問104.06)」を参照して下さい。

#### 経営者による説明と分析(MD&A)

.49 企業財務部の不動産およびコモディティ部門のアシスタント・ディレクターであるMichael McTiernan氏ならびに財務諸表作成者および法曹界からの参加者が、MD&Aについてコメントし、以下にあげる焦点となる領域を特定しました。

- **流動性の主要な指標の説明**—登録企業は、現金の主要な出所とその使用、レバレッジ戦略、ならびに資金調達について説明しなければなりません。これには利用可能な現金の変動、流動性に関する傾向、関連する不確実性、および財務諸表利用者に企業の流動性について追加的な見識を提供する開示を含みます。
- **最新かつ目的に合った「概要(overview)」**—概要(overview)のセクションは、ファイリングの中で各四半期および(または)会計年度におけるSEC登録企業の事業および経営上の事象に特有の最新動向をハイライトすることを目的としています。委員会は、財務諸表作成者に、特にMD&Aのこのセクションにおいては定型的な説明を避けるよう注意を喚起しました。McTiernan氏は、この問題に関するスタッフの見解およびヒントについては、2003年度のMD&A解釈リリースを参照するよう財務諸表作成者に促しました。
- **変動に関する完全で実質的な説明の提供**—経営成績に関する解説は、前期比で重要な変動があった取引および活動をハイライトすることを意図したものです。特に、SEC登録企業は、経営成績を理解する目的のために収益および費用の重要な構成要素の内訳を提供しなければなりません。経営者は、個々の勘定科目における重要な変動の理由およびその変動要因についても説明しなければなりません。業績の実質的な説明には、価格、数量、および外貨などの変動の原因となる複数の要因の説明および定量化を含めることも可能です。
- **重要な会計上の見積りのアップデート**—財務諸表作成者は、財務諸表に重要な影響を与え、また重要な判断を要する領域に重点を置いた重要な会計上の見積りの開示をアップデートしなければなりません。

#### PwCの見解:

パネリストは、会計部門を超えて会社内の各個人と活発なコミュニケーションを行う重要性を強調しました。これは、MD&Aは財務諸表の読者に事業に関する情報を伝達することを目的としたものであり、法令順守の実施とみなされるべきものではないというメッセージと首尾一貫しています。あるパネリストは、登録企業は、過年度の開示をロール・フォワードするのではなく、每期一新されたMD&Aを作成すべきだと提案しました。

## 国際報告のアップデート

### IFRS に準拠して報告する外国登録企業のレビューから発生した共通テーマ

.50 企業財務部のスタッフは、IFRSに準拠して報告を行う外国登録企業の提出済み財務報告のレビューに関する概要を提供しました。それらの外国登録企業が集中する主な産業には、電気通信、天然資源および金融サービスが含まれています。企業財務部のスタッフは、IFRSによる提出済み財務報告のレビューにもUS GAAPによる提出済み財務報告のレビューと同様の厳密な精査が行われていることを主張しました。レビューで特に重視された領域は、会計方針の開示です。これには、どのように会計方針が選択されたか、およびそれらの会計方針は明確で透明性があるかどうかを含みます。

.51 スタッフは、IFRSに準拠した財務諸表の提出企業の提出済み財務報告のレビューの間、最も頻繁にコメントした会計トピックスのリストを提供しました。これらのトピックスの多くは、昨年議論されたものと一致したものでした。

- 金融商品 (IAS第32号および第39号、IFRS第7号)
- 引当金および偶発負債 (IAS第37号)
- 財務諸表の表示 (IAS第1号および第7号)
- 連結、関連会社およびジョイント・ベンチャー (IAS第27号、第28号および第31号)
- 資産の減損 (IAS第36号)
- 事業セグメント (IFRS第8号)
- 収益 (IAS第18号)
- 法人所得税 (IAS第12号)
- IFRSの初度適用 (IFRS第1号)
- 有形固定資産 (IAS第16号)
- 企業結合 (IFRS第3号)

#### PwCの見解:

IFRSに従って財務報告を行っている外国登録企業に対してSECスタッフがハイライトした項目の多くは、米国の登録企業に対して頻繁にコメントされている領域と一致しています。

金融商品について、スタッフは、他の開示情報が公正価値の使用が適切であることを示唆しているにもかかわらず、なぜ一部の投資が償却原価で計上されているのかについて頻繁に質問しています。他のコメントは、特定の商品を負債か資本のどちらに分類するかの根拠の理解を重視しています。スタッフは、また、金融商品を評価する際に用いる手法と仮定の理解にも注目しています。

連結、関連会社およびジョイント・ベンチャーに関連する洞察はすべて、開示の十分性を重視したものでした。スタッフは、支配の推定と相反する状況(たとえば、別の事業体の経済的持分の50%超を有しているがそれを連結していない企業)についてより多くの開示を求めています。企業は、そのような状況について、より透明性を高めるために、なぜ事業体を支配しないのかについての開示を追加することを検討しなければなりません。スタッフは、子会社と親会社間の資金移転に関して子会社にかかる制限の内容と範囲についての開示が欠如している状況についても指摘しました。

## FASB と IASB によるアップデート

.52 FASB議長Leslie Seidman氏とIASB議長Hans Hoogervorst氏が、単一の国際的な会計基準に向けての動きについてそれぞれの考えの概要を述べました。両者のメッセージは、質の高い国際的な会計基準を設定することの便益を強調した点で類似していましたが、いくつかの相違点もありました。

.53 Seidman氏のスピーチの主旨は、基準設定プロセスは、投資家が情報に基づく資源配分の決定を行うことができるような有益な情報を提供することに焦点を当てなければならないというものでした。Seidman氏の発言は、彼女が「我々の部屋に2頭の象がいる」と表現した、国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスおよび非上場企業の会計報告に重点を置いたものでした。

.54 コンバージェンスに関して、Seidman氏は、IFRSの米国財務報告制度への組み込みに関して財務会計協会(FAF)がSECに送った最近のコメント・レターについて説明しました。FAFは、2011年5月のSECによるスタック・ペーパーで概要が説明されているエンドースメント・アプローチに対しては、いくつかの修正および明瞭化の提案があるものの、概ね賛成しています。FAFの提案の5つの主要な要素は、以下のとおりです。

- FASBとIASBは、優先的な共同プロジェクトを協力して完了させる。
- FASBは、IASBに新しい会計基準の設定を求め、引き続きそのプロセスに積極的に参加する。しかしながら、その参加は、IASBと共同で活発な討議を行うことにFASBが関与するというものではない。FASBによる関与は、米国の関係者に新基準の全体像を伝え、その影響についてフィードバックを行うよう促すことである。これによりFASBは、最終基準のUS GAAPへの組み込みの承認がしやすくなる。
- 米国は、US GAAPを参照する既存の契約または規則への変更を最小限に抑えるため、「US GAAP」の名称を維持する。
- FASBは、US GAAPとIFRSの残る差異を評価し、それに対処する計画を立てる。Seidman氏は、特定の差異に関して、現在、IFRSに基づくガイダンスのない領域(たとえば、料金規制企業のガイダンス)では、US GAAPを削除することは米国の投資家の最善の利益にはならないと考えている。したがって、IASBが新しい国際基準を開発するまで、米国は引き続き特定の領域において既存のUS GAAPを維持することになる。
- FASBは、相当重要なテーマであるがIASBの活動中のアジェンダにない場合、または、米国の関係者がさらなる適用ガイダンスを求めた場合、米国のための会計基準を設定する能力を維持する。

.55 Seidman氏は、非上場企業の報告に関して、FASBによって実施された重要なアウトリーチ活動について議論しました。FASBが非上場企業の財務諸表の利用者およびその他の利害関係者のニーズをFASBが理解するために、数回の会議とラウンドテーブルが開催されました。議論の中心は、基準設定プロセスにどのような影響を及ぼすかを判断することを目的とした、非上場企業に特徴的な要素の理解でした。Seidman氏は、基準設定プロセスにおいてどの時点で非上場企業のための変更や例外を作るべきについて、情報に基づいた決定を行うには分析を行う必要があることを強調しました。同氏は、複雑性または適用コストだけのために例外を作るべきではないと警告しました。また、複雑性やコストはすべての企業にとっての懸念事項であり、それを理由に非上場企業と上場企業の報告に差異を生じさせるべきではないとも指摘しました。

.56 Hoogervorst氏は、スピーチの中で、コンバージェンス・プロセスにおけるFASBとSECの取り組みを概ね支持しているものの、米国はIFRSを組み入れる上で他の国と異なる課題に直面しているという持論を述べました。しかしながら、Seidman氏の発言とは対照的に、Hoogervorst氏はより切実に、不確定要素を取り除きコンバージェンスに向けた道筋を示したいという希望を述べました。Hoogervorst氏は現在のところ具体的な期日を示してはいませんが、前進に向けての決断を行う明確な期限を提供するようSECに求めました。

.57 Hoogervorst氏はさらに、エンドースメント・プロセスにおいてIFRSからの逸脱に対しては、ハードルを高く設定する必要があると強調しました。同氏は、修正または米国との差異がごく普通のことになれば、単一の国際的な会計基準の目的を損なう可能性がある」と指摘しました。Hoogervorst氏の最終的な提言は、SECが、特定の米国上場企業にIFRSの早期適用を許容するというものでした。同氏は、IFRSの早期適用は効果的なトライアルとしての役割を果たすと同時に、コンバージェンスへの真のコミットメントを示すだろうと述べました。また、多くのグローバルなライバル企業(とりわけ、特定の産業界において)がIFRSを適用しているため、一部では比較可能性が高まる可能性もあるとコメントしました。

#### PwCの見解:

Seidman氏およびHoogervorst氏の両議長のメッセージは、基準の設定は投資家に有用な情報を提供することを最優先にしなければならないという考えで一致していました。さらに両者が、基準設定においてこのまま共同審議の道をたどることは最善のやり方ではないという考えで一致しているのも明らかでした。事実、実務上および政治的な観点から、そのようなアプローチは持続可能ではありません。

IASBが、米国は最終的にIFRSを適用するか否か、いつどのように適用するかに関する決定的な結論を求めているのは理解できます。しかし、資本市場の規模や既存の会計基準の複雑さを考えれば米国が直面している移行の問題は他に類を見ないものであるという認識もあります。SECがまとめたエンドースメント・アプローチを改良するというFAFの提案は、米国登録企業および財務諸表利用者が移行に関して抱いている懸念の多くに対処できるでしょう。時期について不確実な部分は残りますが、最終的にこのアプローチが単一の質の高い国際的な基準の設定につながる可能性があります。

#### 収益認識

.58 FASBプロジェクト・マネージャーのKenneth Bement氏が、収益認識の共同プロジェクトおよび関連する適用上の影響について説明しました。Bement氏は、FASBは引き続きアウトリーチ活動を行い、容易に理解できるよう基準案の文言の改善に取り組んでいくと述べました。財務諸表作成企業からの参加者は、基準案の適用が実務に与える影響について論じました。これらの参加者が表明した懸念事項の抜粋は以下のとおりです。

- 現行のガイダンスと比較すると、基準案の収益認識のタイミングの変更は、売上高に基づく従業員への報酬に直接影響を与える可能性があります。たとえば、現在、販売店との取引にセル・スルー・アプローチを用いている一部の企業は、所有者のリスクと経済的便益が移転されていないため、製品が最終顧客に販売されるまで収益を認識しません。基準案による収益認識のトリガーは「支配の移転」であり、事実や状況によって収益認識のタイミングが異なる可能性があります。売上高に基づく従業員への報酬のタイミングは、その報酬が計上された収益に基づいて決定される場合には、直接影響を受けるでしょう。なかにはデュアル・トラック・メカニズム(二重追跡管理制)を探っている企業もあり、従業員への報酬の目的上、従前のガイダンスに基づいて収益を追跡管理していく可能性があります。
- 公開草案は、契約が重要な財務要素を含んでおり支払と約束した財またはサービスの移転の間の期間が1年を超える場合は必ず取引価格を貨幣の時間価値で調整することを要求しています。ある参加者は、これは彼のまわりの財務諸表作成者達が注目しない可能性のある「潜伏した」問題だと指摘しました。彼は、これは長期契約に関係する問題であるため、この規定の影響に注目するよう他の参加者に働きかけました。
- 参加者は、顧客との契約を獲得または履行するためのコストから認識された資産の調整表など、基準案の開示要件の強化に伴う実務上の課題について議論しました。彼らは、財務諸表作成に携わる人々に対して、強化された開示のためのデータ収集が実務に与える影響を早急に評価することを勧めました。



#### PwCの見解:

収益認識の基準案の適用には多くの運用上の検討事項があり、このガイダンスの微妙な意味合いが、予期しない方向で報告される業績に影響を与える可能性があります。企業は、その事業に特有の取引のサンプルに及ぼす影響を評価することにより、提案されているモデルのフィールド・テストを行うことを奨励されています。企業はこの方法により、再公開草案についてもIASBおよびFASBに情報に基づくコメントを提出することができます。当プロジェクトの詳細については、Dataline 2011-35「*Revenue from contracts with customers – The proposed revenue standard is re-exposed* (顧客との契約から生じる収益 – 収益基準案の再公表)」および関連する業種別補足資料を参照してください。

### 金融商品

.59 IASBのメンバーであるJohn Smith氏と財務諸表作成企業からの参加者が、金融商品プロジェクトについて議論しました。参加者は、当プロジェクトの現状ならびに、分類および測定、減損、ヘッジ会計、金融資産および金融負債の相殺の領域におけるFASBとIASBのアプローチの相違について議論しました。セッション全体を通して、パネリストは、これらの各領域におけるFASBとIASBの提案を賛否両論から議論しました。

- 分類および測定 – FASBは、2012年に公開草案の再公表を予定しています。IASBは先頃、分類および測定基準(IFRS第9号)の発効日を先送りし、FASBの提案との相違を埋めるため、ガイダンスに対する変更を再検討していると発表しました。パネルは、この領域における持分証券、負債性証券、および持分法投資に関する考え方の相違点を議論しました。主な相違点の1つは、持分証券の測定に関するものです。IFRS第9号には、公正価値の変動をその他の包括利益に計上する選択肢があり、一方、FASB案では持分証券の公正価値の変動は通常、損益計算書に計上することが求められます。さらに、IFRS第9号と比較した場合、FASB案では償却原価に基づく測定に適格とされる負債性証券が少なくなります。
- 減損 – 両審議会は、金融商品を「3つのbucket」に分類するアプローチを用いる共同基準案に取り組んでいます。Smith氏は、減損は、両審議会にとって金融商品のプロジェクトの中でも最もコンバージェンスの重要性が高い論点であるとコメントしました。しかしながら、両審議会は、保証、購入した貸付金と有価証券、および消費者ローンをどのように処理するかを含め、モデルの詳細についてさらに議論する必要があります。両審議会は、今後もこの領域におけるコンバージェンスを目指して合同セッションにおいて減損モデルの議論を続ける予定です。
- ヘッジ会計 – パネルは、IASBのモデルはリスク管理をヘッジ会計に関連付けているとコメントしました。この領域におけるパネリストの最大の懸念事項は、FASBの基準案では容認されない非金融資産の構成要素のヘッジについてです。パネリストは、非金融資産の構成要素のヘッジは容認可能なものであり、構成要素のヘッジを達成するための情報は容易に入手可能であると確信しています。

#### PwCの見解:

パネリストのコメントから読み取れるように、財務諸表の作成者側は、FASBとIASBの基準案のさまざまな要素に好意的なようです。様々な意見があるということは、存在している差異を埋めるための作業が必要であることを示す強力なサインでしょう。しかしながら、両審議会は、これらの領域において一定レベルのコンバージェンスを達成するために、相違点についての議論をする用意があるようです。

## リース

.60 PwCのJohn Bishop氏およびFASBのプロジェクト・マネージャーであるDanielle Zeyher氏が、リースプロジェクトについて議論し、その多くが当初の公開草案からの変更点に集中しました。

.61 Bishop氏は、基準案は、ある種類の複雑性を根本的に異なる別の種類の複雑性に代えたにすぎないと述べました。今日の複雑性は高度に仕組みられたリース契約に起因するものです。これは、2つの基本的なリース・モデル(オペレーティング・リースとキャピタル・リース)に存在するブライト・ライン(明確な会計基準の適用要件)によって発展したものです。新しい複雑性の問題は、基準の適用、新システム要件、ならびに当初見積りをモニターおよびアップデートするために必要な継続的プロセスに起因しています。

.62 Bishop氏はさらに、基準案におけるリースの定義が、とくにエネルギー産業や公益事業に関連する現行実務に伴う問題をどのように取り除くかについて論じました。多くの電力購入契約またはその他のサービス契約は、契約における一方の当事者に対する「アウトプット」の量により今日のリースの定義を満たしてきました。提案されている定義ではリースを構成するものの範囲が狭まっており、エネルギー産業および公益事業はこれを好意的に受け取るでしょう。

.63 Zeyher氏は、今後の議論で、仮決定されている投資不動産の貸手についての適用除外を明確にする必要があると示唆しました。特に両審議会は、除外される契約の範囲を理解するために、適用除外となる投資不動産の定義を議論し、明確化する必要があります。Zeyher氏はさらに、2012年の上半期に公開草案の改訂版が公表される見込みであると述べました。両審議会が今日までに行ったすべての仮決定について包括的に詳しく解説したDatelineが間もなく公表される予定です。

### PwCの見解:

投資不動産のすべての貸手に適用除外を与えると決定したことによって生じた課題は確実に認識されています。最大の課題は、投資不動産以外の貸手とそのビジネスモデルを投資不動産の貸手のビジネスモデルに類似させようとするところから生じる可能性があります。さらに、投資不動産の借手が、借手のリース取引の経済は貸手の経済と類似していると考えるところから課題が生じる可能性があります。このような借手は、同じ原資産の借手と貸手の間に異なるモデルが存在することに疑問をもつ可能性があります。FASBとIASBの代表者は、公開草案の改訂版を公表する前に、両審議会がさらに時間をかけてこの問題を議論するであろうと考えているようです。

## リースの分類に対するデフォルト条項の影響

.64 当会議で議論された会計上のテクニカルトピックスのひとつは、SECの主任会計士室メンバーであるパネリストから出されたものです。このトピックスには、債務不履行に関連するデフォルト条項がリースの分類に与える影響に関するリース会計の問題が含まれています。シニア・アソシエイト主任会計士であるShelly Luisi氏が、現行のガイダンスにおける検討事項<sup>4</sup>をハイライトしました。当該ガイダンスは、債務不履行に関連するリースのデフォルト条項がリースの分類に影響しない可能性のある状況について論じています。リースの分類がデフォルト条項に影響されないためには、ガイダンスに規定される以下の4つの条件のすべてが揃わなくてはなりません。一般的に、4つの条件とは、(1)デフォルト条項は融資取引における慣例的なものである、(2)デフォルトの発生が客観的に判定できる、(3)デフォルトを判定するために所定の要件が定められている、(4)少なくとも開始日においてデフォルトの事象が発生しないことを仮定することが合理的であることです。

.65 この議論の目的は、多くのリース契約の中に、貸手が主観的に判断したデフォルトを認定することができるという条項が含まれている事実を焦点をあてることでした。Luisi氏は、通常、このような条項はガイダンスにおける条件のうちの2つを満たさないと説明しました。同氏は、このような条項が行使される可能性が高いか否かは、リースの分類を決定する際の検討事項ではないと指摘しました。その結果、リース契約の中にそのような条項が含まれる場合、リース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値を比較する「90%テスト」<sup>5</sup>を適用する際、借手がデフォルト条項のもとで支払いを要求される可能性のある契約上の最大支払額を最低リース料総額に含めなければなりません。一般的に、これが、キャピタル・リースに分類される原因となります。

### PwCの見解:

上述されているトピックにおける「分類」と「測定」の区別はきわめて重要です。SECスタッフがこれを強調したのは、オペレーティング・リースまたはキャピタル・リースへの適切な分類のためにこれらの条項を検討したからです。割引後の最低リース料総額(最大支払額を含めた金額)がリース資産の公正価値の90%を上回るとはよくあることなので、デフォルト時の借手の最大支払額を含めると、結果的にキャピタル・リースの会計処理となることが多いでしょう。

しかしながら、キャピタル・リースとして計上しなければならない資産および負債の測定の場合には、そのようなデフォルトの発生可能性を考慮することが可能です。このようなデフォルトの発生可能性があり得ないと判断する場合、借手による潜在的な最大支払額は、必ずしもキャピタル・リースとして計上された負債の中に含まれません。Luisi氏は、適切な開示が行われている限り、SECスタッフはこのような負債の測定に反対しないだろうと述べました。問題となる可能性のある条項の例として、借手の財政が重要な悪化状態に陥った場合に大家がデフォルトを認定できることを規定するデフォルト条項があります。

## プロジェクトの将来の見通し

.66 FASBのテクニカル・ディレクター兼発生問題専門委員会(EITF)議長であるSusan Cospser氏は、全体的な基準設定のアップデートの中で、FASBによる将来の取り組みについて論じました。Cospser氏は、コメントを募る手続きにより関係者の意見に耳を傾ける取り組みに好意的なフィードバックを受け取っていると述べました。また、同氏は、FASBは今後も引き続きすべての利害関係者から確実にコメントを得るプロセスを強化していくと述べました。その件に関して、Cospser氏は、非上場企業からのフィードバックが多くの新たな

<sup>4</sup> このガイダンスは、ASC840-10-25-14に含まれている。

<sup>5</sup> ASC840-10-25-1(d)を参照。

アジェンダ項目になっていることに触れました。Casper氏はさらに、FASBがゴーイング・コンサーン・プロジェクトについての調査を増やしており、タグ化に必要なXBRLタクソノミを検討する主力チームを編成したこと  
に言及しました。

.67 さらにCasper氏は、会計基準アップデート(ASU)No. 2011-04「公正価値測定(Topic 820):米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値の測定および開示に関する規定を共通化するための改訂」に示されているポートフォリオ例外規定から非金融デリバティブが除外されたことについて議論しました。同氏は、この除外は意図的なものではなく、次の技術的修正で修正されるだろうと述べました。しかし技術的修正がいつ公表されるかについては明らかにされていません。

## 監査に関連する問題

### PCAOB委員長による基調演説

.68 PCAOB委員長のJames Doty氏は、世界的な経済事象および環境により監査人は極めて困難な時期に遭遇しているとコメントを述べました。

.69 Doty氏は、監査人が今年度の監査で注目すべき、検査において繰り返し見られるいくつかのテーマについて説明しました。公正価値測定の領域において、監査人は、経営者が公正価値測定に用いるインプットおよび仮定について理解しなければなりません。これは内部統制に関連しているため、監査人は、財務諸表における重要な虚偽表示を防止または発見するため十分な正確さおよび厳密さを有する財務報告の統制のみに依拠した計画を立てなければなりません。さらに、監査人は、重大な虚偽表示が発生する可能性のある企業のプロセス内のポイントを特定するために、取引の流れを理解しなければなりません。これらは検査における検出事項に関係するため、Doty氏は、特定の状況において、監査人が適切な職業的懐疑心を示したかどうかを問題にしました。

.70 Doty氏は、監査報告書モデルおよび監査人の独立性(強制的な監査事務所のローテーションを含む)についての2つのコンセプトリリースならびに監査の透明性向上のための基準案を含む2011年度におけるPCAOBの実績について説明しました。

.71 Doty氏は、監査報告書モデルに関するコンセプトリリースは投資家に対する監査人のコミュニケーションの妥当性を強化することに重点を置いたものであると説明しました。Doty氏は、提案されている代替案は監査を実施し経営者のアサーションを証明する監査人の役割を抜本的に変更するものではないという見解を強調しました。Doty氏は、このコンセプトリリースについて受領したコメント・レターから以下のテーマを特に取り上げました。(1) 監査報告書を変更しなければならない、(2) 監査意見(適正または不適正)の基礎は維持しなければならない、(3) 情報および期待にずれが存在しており、対処しなければならない、(4) 可能な限り定型的な表現は避けなければならない。Doty氏によると、PCAOBは、2012年第2四半期に基準案を公表する予定です。

.72 監査人の独立性に関するコンセプトリリースの中で、PCAOBは、監査事務所の任期制限を設定すべきかどうかを調査しました。Doty氏は、強制的な任期制限に伴う実務上の問題はあるものの、そのような問題に対処している事例は存在するとコメントしました。Doty氏はさらに、2011年11月の欧州委員会の提案について言及しました。これには、他の提案と共に強制的な任期制限が含まれています。監査人の独立性についてのコンセプトリリースに関するコメント提出の期限が2011年12月に終了した後、PCAOBは2012年第1四半期にラウンドテーブル会議を開き、このテーマを議論する予定です。

.73 2011年10月、PCAOBは、監査の関与者の開示を強化することによって、監査の透明性を改善させる修正案を提案しました。これには、監査の責任パートナーの氏名および関与しているネットワークのその他の監査事務所の名称の開示を含みます。Doty氏は、この提案は、追加的な開示の提供を目的としたものであり、エンゲージメントのパートナーの責任を変更するものではないと述べました。監査の透明性に関する提案のコメント期限は、2012年1月に終了します。

#### PwCの見解:

PwCは、2011年9月、監査報告書のモデルについてコメント・レターを提出し、財務諸表利用者の利益となる監査報告書モデルの変更方法に関する意見に支持を表明しています。監査報告書に対する変更は、財務諸表の品質を改善するものでなければならず、また同時に、改善につながらないとしても監査の品質を維持するものでなければなりません。したがって、PwCは、「監査人による説明と分析」を除くそれぞれの代替案の要素を支持しています。PwCは、「監査人による説明と分析」の実施は、多くの課題を提起し、有効性も限られるのではないかと懸念しています。

PwCは、2011年12月、監査人の独立性に関するコンセプトリリースについて、強制的な監査事務所のローテーションは監査の品質または信頼性を改善するとは考えられないため、これを支持しない旨の意見を提出しました。PwCは、監査人の独立性、客観性、および職業専門家としての懐疑心を含む、監査の品質を改善するその他の代替案を検討することを支持しています。

監査の透明性に関する提案について、PwCは、2012年1月の回答の提出に向けて現在意見をまとめている最中です。

.74 Doty委員長は、多国籍企業に投資する人々の割合が大きいことから、グローバルな監査の重要性を特に強調しています。監査報告書は、1つの監査事務所によって署名されますが、多くの場合、主たる監査人が、監査クライアントが業務を行う各国の提携監査事務所の間で業務を分担する監査計画を立て、それを実施します。その結果、このような「クロス・ボーダー（複数国にわたる）」監査の検査は、他国の提携監査事務所にPCAOBがアクセスできるような、シームレスなものにする必要があります。Doty氏によると、PCAOBは現在、37カ国の規制当局と協定を結んでおり、その中にはPCAOBが現地当局と共同で検査している国が含まれています。Doty氏は、中国当局が共同検査を採用する必要性に言及し、PCAOBは引き続き中国当局に働きかけ、この新興市場へのアクセス権の獲得に取り組んでいくと述べました。

#### PCAOBによる基準設定に関するアップデート

.75 PCAOBの主任監査人であるMartin Baumann氏は、困難な経済環境が評価、資産の減損、リスクの集中による潜在的なエクスポージャー、繰延税金、および流動性の開示など、監査領域に与える影響について強調しました。PCAOBは先頃、職員監査実務アラートNo.9「最近の経済環境におけるリスクの評価と対応」を公表しました。このアラートの目的は、重要な虚偽表示のリスクに影響を与えるために監査上追加的な注意を必要とする可能性のある最近の経済環境に関連した問題の識別において監査人を支援することです。

.76 Baumann氏は、公正価値測定に係る統制に関連した重要な検出事項があるとコメントしました。この検出事項は広範囲でよく見られ、特に「レベル2」の公正価値測定に集中しています。この問題が広範囲で発生していることを考慮して、PCAOBは2011年にプライシングソース・タスクフォースを立ち上げました。この委員会は、発行体、会計事務所、投資家、および価格決定機関の代表者から構成されており、発行体が金融商品の評価に価格決定サービスを利用している場合の監査上の検討事項に焦点を当てています。PCAOBは、この専門委員会からのフィードバックを使用して監査人のための追加的なガイダンスを開発する予定です。Baumann氏とPCAOBメンバーであるJay Hanson氏は、発行体が保有するさまざまなクラスの有価証券のリスクを評価すること、および、発行体がモデルに基づいた価格を用いる場合は、そのモデル、重

要なインプット、および重要な仮定について理解することの重要性を強調しました。経営者が第三者の価格決定機関を利用する場合であっても、このような事項を理解することは重要です。

.77 Baumann氏は、現在PCAOBは積極的な基準設定アジェンダを有していると述べ、監査委員会のコミュニケーション、他の監査人によって一部実施されている監査、公正価値測定、専門家の利用、確認状の使用、およびゴーイング・コンサーン等の領域に対処するプロジェクトを特に取り上げました。監査委員会のコミュニケーションについての基準は、当初、2010年3月にコメントを募集するために提案された基準の再提案となります。

### **PCAOBによる検査および執行に関するアップデート**

.78 PCAOB 登録および検査部門ディレクターのHelen Munter氏が、市場にとっての監査人の重要性についてコメントを述べました。Munter氏は、2010年度の検出事項は増加し、まだ完了していないものの、2011年度の検出事項の件数は前年度と同程度になるようだと述べました。Munter氏は、検出事項が発見されている主な領域として、グローバル監査、公正価値、貸倒引当金、収益認識、経営者による見積り、および財務報告に係る内部統制を挙げました。次回の検査では、公正価値およびPCAOBの新しいリスク評価基準の実施(暦年2011年度監査に適用)に焦点があてられる予定です。

.79 PCAOBの執行ディレクターであるClaudius Modesti氏は、PCAOBは監査人が独立性や職業的懐疑心の欠如を示しているように思われるケースに引き続き注目していくとコメントしました。同氏は、提携監査事務所を使用する場合、主たる監査人が提携監査事務所内部の検査結果をレビューし、提携チームに指示を出し、提携監査事務所が実施する業務の適切な監督を行うことが重要だと強調しました。

### **質問**

.80 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services GroupのTimothy Corrigan (973-236-5302)または適切なチームのメンバーまでお問い合わせください。

## 付録A

コンファレンスで発表された以下の方々のスピーチの原文が一般に公開されています。各スピーチにアクセスするためには、発表者の名前をクリックしてください。

組織	発表者
AICPA	<ul style="list-style-type: none"><li>AICPA Chairman Gregory Anton</li></ul>
PCAOB	<ul style="list-style-type: none"><li>PCAOB Chairman James Doty</li></ul>
SEC	<ul style="list-style-type: none"><li>SEC Chief Accountant James Kroeker</li><li>SEC Deputy Chief Accountant Paul Beswick <sup>6</sup></li><li>SEC Deputy Chief Accountant Brian Croteau</li><li>SEC Professional Accounting Fellow Christian Peo</li><li>SEC Professional Accounting Fellow Jason Plourde</li></ul>
FASB	<ul style="list-style-type: none"><li>FASB Chairman Leslie Seidman</li></ul>
IASB	<ul style="list-style-type: none"><li>IASB Chairman Hans Hoogervorst</li></ul>

<sup>6</sup> Paul Beswick 氏は当会議に出席できませんでしたが、事前に用意されていた同氏の所見が SEC のウェブサイトより入手できます。

## 付録B

付録Bは、トピックスごとの発表者とこれに関連する本Datalineの параграфの番号を一覧表示したものです。

トピックス	発表者	関連する パラグラフ
規制に関する動向のアップデート と財務報告に関連する問題		
主任会計士室	J. Kroeker, P. Beswick, B. Croteau, J. Erhardt, M. Starr, S. Luisi, J. Minke-Girard, C. Peo, J. Plourde	.6-.17
企業財務部	M. Cross, C. Olinger, N. Shah, K. Moffatt, M. Shannon, R. Milne, T. Hardiman	.18-.48
経営者による説明と分析 (MD&A)	M. McTiernan	.49
国際報告のアップデート	C. Olinger, J. Davis	.50-.51
FASBとIASBIによるアップデート	L. Seidman, H. Hoogervorst	.52-.67
収益認識	K. Bement	.58
金融商品	J. Smith	.59
リース	J. Bishop, A. Dahlke, D. Zeyher	.60-.65
会計基準設定に関するアップデート	S. Cosper	.66-.67
監査に関連する問題	J. Doty	.68-.79
PCAOBによる基準設定に関する アップデート	M. Baumann, J. Hanson	.75-.77
PCAOBによる検査および執行に 関するアップデート	H. Munter, C. Modesti	.78-.79

*Datalines* address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. This publication has been prepared for general information on matters of interest only, and does not constitute professional advice on facts and circumstances specific to any person or entity. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication. The information contained in this material was not intended or written to be used, and cannot be used, for purposes of avoiding penalties or sanctions imposed by any government or other regulatory body. PwC, its members, employees and agents shall not be responsible for any loss sustained by any person or entity who relies on this publication.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

To access additional content on reporting issues, register for CFOdirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.